

# 日進市立北小学校いじめ防止基本方針

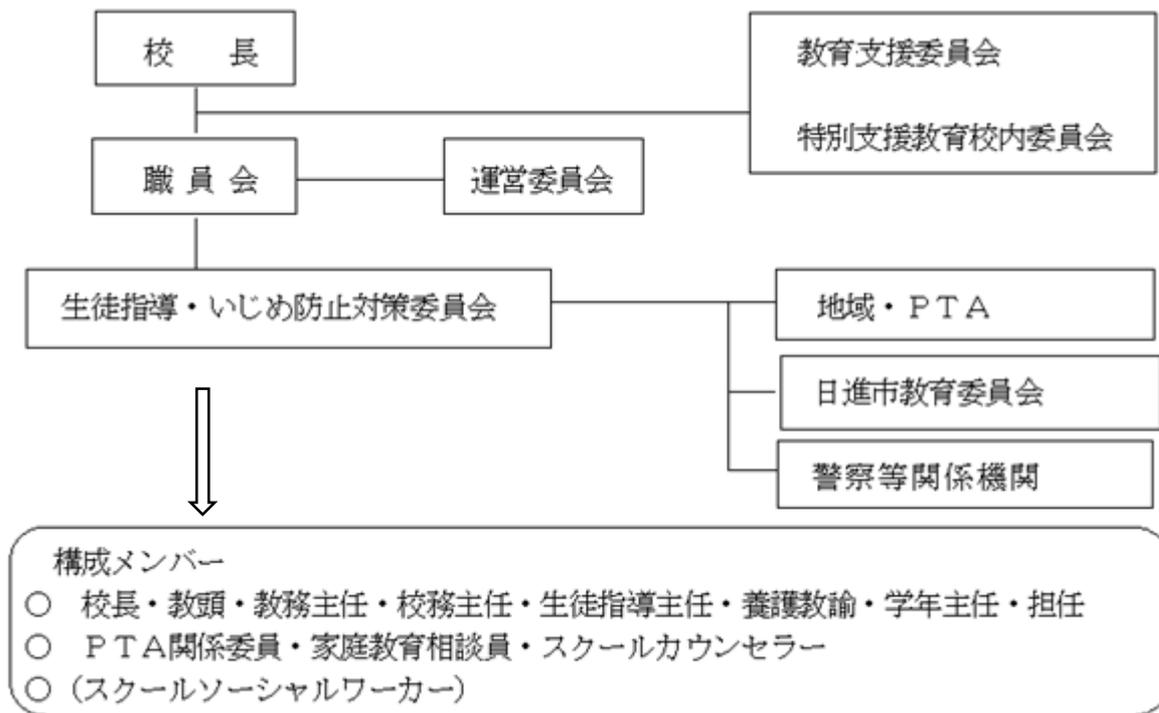
## 1 「いじめ防止」についての基本的な考え方

「いじめ」は、いじめを受けた子どもの心の健全な成長に深刻な影響を及ぼすだけでなく、その身体、生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。また、どの子どもも加害者、被害者になりうる可能性がある。

いじめを起こさないためにも、日ごろの些細な兆候をのがさず、未然防止、早期発見を心掛けること、起こってしまった場合には早期解決、再発防止に努めること、また、いじめらしき行為を見掛けたり、実際起こってしまったりした場合は、とにかく一人で抱え込まないで、まずは、学年主任、生徒指導部に相談したり、職員間で情報を共有したりする。重大事態と思われる場合は、いじめ対策委員会を開いて対策を練り、いじめ問題の解決をはかっていくことが必要である。いじめ防止対策のもととなるものが、このいじめ防止基本方針となる。HPにあげ、保護者にも見ていただいているものである。本校教職員は確実に目を通すものとする。

子どもたちにとって学校は、教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場なくてはならない。そのために、子ども一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりが必要である。一方、子どもたちの生活の基盤は家庭・地域社会にあることから、家庭を含む地域全体で子どもたちを支えていくことも必要となる。そうした中で、子どもが自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める必要がある。

## 2 いじめ防止対策組織



(1) 「生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

北小学校では、日進市が設置した日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会（以下「推進協議会」）とその下部組織である「日進中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」（以下「日進中校区連絡協議会」）の設置を受け、校内に「北小学校生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「校内対策委員会」）を組織する。

① 「校内対策委員会」について

「校内対策委員会」では、いじめを含む生徒指導上の問題、とりわけいじめの防止を目指し、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。必要と判断した場合は、「日進中校区連絡協議会」へ諮る。

② 「日進中校区連絡協議会」について

日進中学校区の小中学校におけるいじめを含む生徒指導上の問題を協議し、問題に関して対策を検討し、必要と判断した場合は、「推進協議会」へ諮る。

(2) 「いじめ防止対策組織」の役割

① 「北小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行う。同時に、必要な改善策を検討する。

② 「教職員」「保護者」「地域住民」への共通理解と意識啓発

ア 年度初めの職員会議で「北小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を推し進める。

イ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ いじめ防止の取組状況や、学校評価アンケート・いじめアンケート等の結果を、コドモンやホームページ等を通して発信し、共通理解を図るとともに意識啓発を図る。

③ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

ア いじめを認知した場合、又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合（地域・家庭）は、速やかに正確な事実の把握に努め、情報の共有をし、問題の解消に向けて対策を協議する。重大事態と判断した場合や必要と認めた場合は、「校内対策委員会」を緊急に召集する。

イ 問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

3 いじめの防止に関する取組

(1) 本校の取組

① 日頃から心の教育を推進し、子どものいじめの未然防止に取り組むとともに、継続した見守りを通していじめの早期発見、早期対応に努める。

② いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合（学校・地域・家庭等から）は、上記2（2）③のアを実行する。それとともに、事実関係を日進市に報告し、家庭や保護者・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たる。（「日進中校区連絡協議会」及び「推進協議会」）

③ 家庭や保護者・地域社会に対して、個人情報の取り扱いに十分配慮し、必要に応じていじめ

の現状及び対策に関する情報を提供する。

## (2) 家庭の取組

- ① 家庭では、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対して「いじめは許されない行為」であることを教えていただく。
- ② 家庭では、子どもの表情・様子及び行動の変化に気を付け、いじめを察知した場合は、速やかに学校又は日進市に連絡・相談をしていただく。
- ③ 家庭は、いじめを認知した又は疑いのある場合は、学校・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たるようにしていただく。（「日進中校区連絡協議会」及び「推進協議会」）

## (3) 地域社会の取組

- ① 地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通して、子どもの健全育成を進めていただく。
- ② 地域社会は、いじめを認知した又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合（学校・地域・家庭等から）は、速やかに学校又は日進市に連絡・相談をしていただく。

## 4 重大事態への対応

### ★「重大事態」とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安とする)。

- (1) 重大事態が発生した場合は、校内対策委員会を招集し、事態の詳細の把握に努め、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

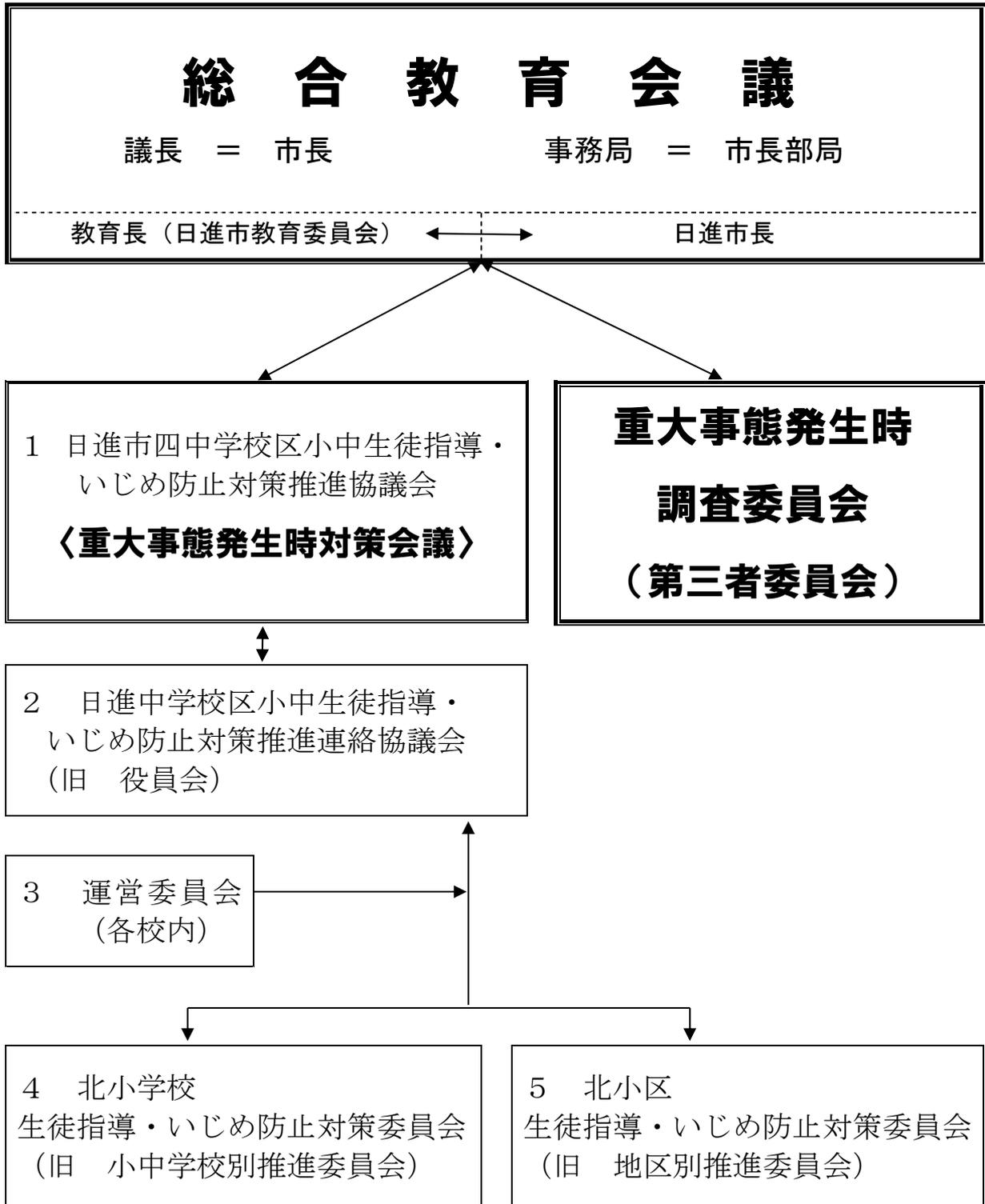
## 5 取組に対する検証・見直し

- (1) 小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「校内対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) 北小学校では、いじめ防止に関する研修を積極的に推進し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めるものとする。
- (2) 「北小学校いじめ防止基本方針」は年度初めに学校のホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組むものとする。

【組織図】



## 【重大事態発生時の対応フロー図】

